

民法4 債権総論〔第2版〕

片山直也・白石 大＝荻野奈緒

担当編集から 2017年の債権法改正等の法改正やこれまでの判例の蓄積に対応するため、2004年の初版刊行から19年の歳月を経てパワーアップして帰ってきた債権総論のスタンダード・テキストです（そのあたりの経緯については「はしがき」をお読みください）。好評だった構成の大枠はそのままに、読者がちゃんと「読めて」「理解できる」ように、取り上げる項目から書きぶりまで、一から丁寧にまとめ上げました。

本改訂に際しては、債権総論の学習において「いまの読者に必要なことはなにか？」ということを実筆者同士でご議論いただき解説内容を精査しました。この「読者目線」が本書のキーポイントで、執筆者の講義経験を踏まえて学生が躓きやすいポイントを解説したほか、少なからぬ読者が法律実務の道を志望することを念頭において、訴訟における当事者の主張・立証や判決を想定した記述も盛り込んでいます。

往々にして「むずかしい」と言われる債権総論。本書を通じてその面白さを感じてもらえれば幸いです。（F）

Point アルマ・シリーズおなじみの紙面構成。豊富なCaseで具体的な理解を促します。

第7章 債権者代位権

債務者が権利を有しており、これ行使すれば責任財産を維持・充実させることができるのに、債務者自身がそれを行使しないことがある。債権者としては、これを放置しておく、債務者の財産に強制執行をかけても自己の債権の満足を得ることができなくなる可能性がある。そこでこの場合に、債権者が、債務者に代わって、債務者の権利を行使することが一定の要件のもと認められている。これが債権者代位権である。

また、債権者代位権は、債務者の責任財産を増加させる目的ではなく、債権者が自己の債権を直接保全する目的でも用いられることがある。本書では、このような債権者代位権の用法についてもみる。

1 債権者代位権の意義・機能

① 債権者代位権とは

債権者代位権とは、債権者が自己の債権（被保全債権）を保全するために必要があるときに、債務者に属する権利（被代位権利）を債務者に代わって行使することができるという権利である（423条1項）。まずは2つの具体例に即してその働きをみてみよう。

1つめの具体例は、債務者の責任財産を維持・充実させるために債権者代位権が用いられるケースである。「責任財産」とは、債務者の総財産から、担保権の目的となっている財産と差押禁止財

図 7-1

A 債権者
B 債務者
C 第三債務者

被保全債権 (A → B)
被代位権利 (B → C)
Bに代わって行使 (A → C)

産を除いたものを指し、これが一般債権者の回収の引当となる。

Case 7-1

AはBに対して金銭債権αを有しているが、Bは弁済期が到来してもこれを弁済せず、その残力もない。Bの財産は、以前にCから買った土地甲のみだが、登記名義はCのままになっており、BはCに登記の移転を求めることもしない。

AがBに対する債権αを回収するためには、債務名義（民快22条参照）を得たうえで、Bの財産の差押えを裁判所に申し立て、その競売代金から配当を受ける必要がある。しかし、土地甲がC名義のままだと、裁判所はこれをBの財産として差し押さえることができない。そこでこのような場合に、Aは、債権者代位権に基づき、BのCに対する登記請求権（560条参照）をBに代わって行使することができることされている。これにより、Aは、B名義となった甲を差し押さえて競売にかけ、債権αの回収を図ることができる。

第2版

民法4 債権総論

わたしたちの社会生活の基本にある民法。そんな民法の骨格をしっかり身につけることができるテキスト。図表やケースを用い、抽象的な民法の世界を具体的に理解できる。

片山直也・白石大・荻野奈緒〔著〕

これからの債権総論を学ぼう

身に覚えたい内容を過不足なく織り込んだ「読めて」「理解できる」スタンダード・テキスト。近時の債権法改正や判例動向にももちろん対応！

有斐閣

レベル	用途	対象
中級	学習	学部 LS

2023年5月発売／452頁／定価2970円（税込）
四六判／並製



BOOK INFORMATION

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

